

2016年4月6日
全国港湾15発第98号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸 谷 欽一郎



公文第92号(3月24日付)に基づく実力行使の解除について

4月6日(水)に開催した第6回中央港湾団交(5日からの休憩後に再開)で、日港協は組合が求めていた、①制度賃金、②定年制度、③地区団交権、④労災補償、⑤港湾年金の5点について修正回答を行った。

組合はこの回答を受けて、協議した結果、3月24日スト通告以来、求めて来た要求の前進が図られたとして、17時25分に合意し、合わせてスト解除を確認した。

中央闘争委員会は、4月9～11日の72時間スト準備に取り組み、単組・地区港湾で奮闘された全国の組合員のみなさまに感謝する。

つきましては、各単組・地区港湾は、中央闘争委員会の確認に基づき、下記の取り組みを進められたい。

記

1. 公文第92号に基づく実力行動4月9～11日の72時間就労拒否並びに荷役阻止の指示について、4月6日(水)17:25をもって解除する。各単組・地区港湾は、スト解除について内部周知を徹底されたい。
2. 各単組の賃上げ交渉について、引き続き奮闘されることを期待する。同時に各単組・各地区港湾は個別賃上げに注視し、相互支援体制を維持されたい。

以上

<添付> ① 公文97号 実力行使の解除について
② 仮協定書